

# 国民健康保険制度改革の概要と今後の取組について

## I 国民健康保険の改革による制度の安定化(運営の在り方の見直し)

### 【構造的な課題】

- 年齢が高く医療費水準が高い。
- 低所得者が多い。
- 小規模保険者(市町村)が多い。

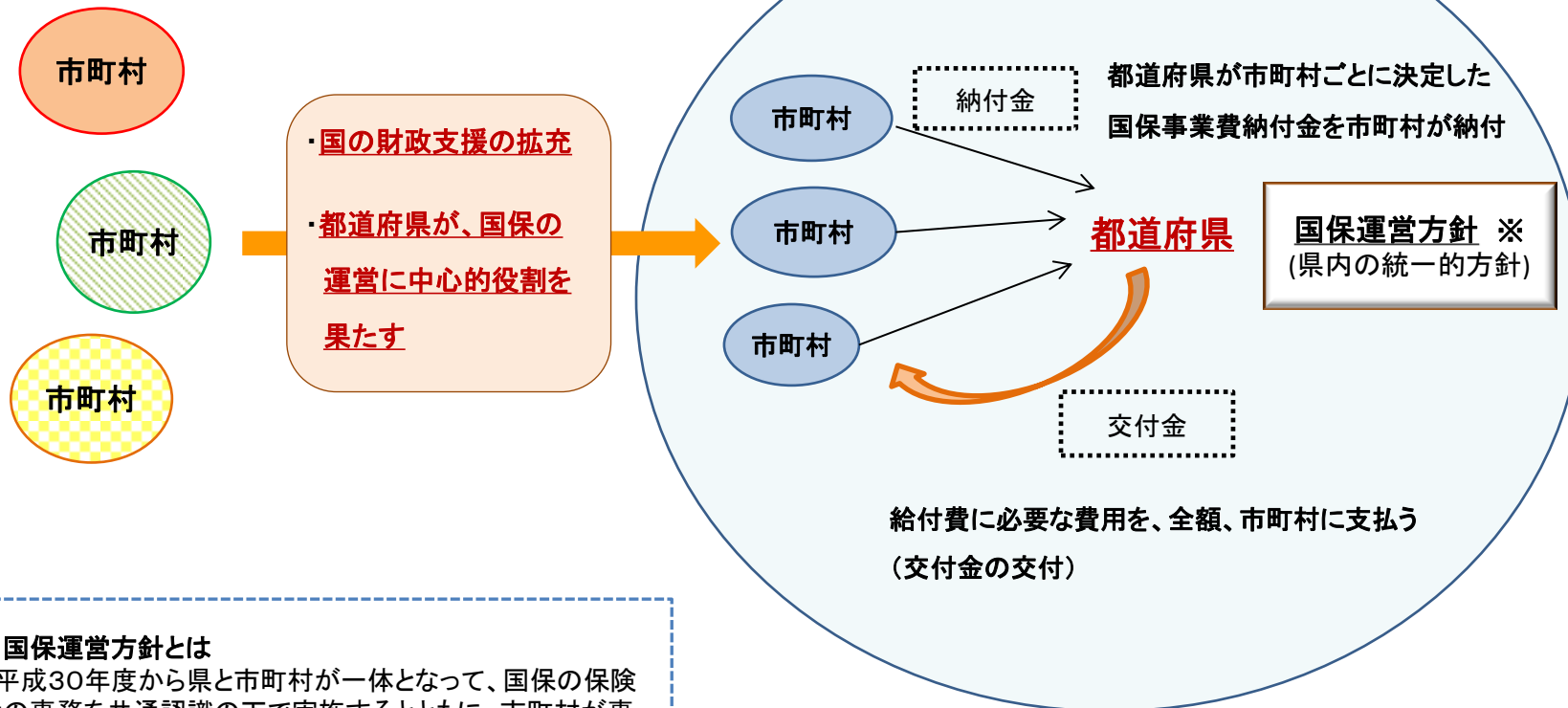


### 【改革の方向性】

- 都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う。
- 都道府県が財政運営の責任主体となることで制度を安定化させる。
- 都道府県は、都道府県内の統一的な運営方針としての**国保運営方針**を示す。
- 市町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き担う。

### 【現行】市町村が個別に運営

### 【改革後】県が市町村とともに県単位で運営



## II 今後のスケジュール

	県	市町村
H29.4	納付金・標準保険料率に係る実質的な検討・調整	
〃	①県・市町村でH28年度に行った試算の結果と国が示す算定方法に基づき、納付金等の算出方法を検討	
H29.夏頃	②今年度、再度行う試算の結果を踏まえ、算出方法に関する県・市町村間での合意形成	
H29.6	国保運営方針素案の パブリックコメント	
〃		
H29.7		
H29.9	国保運営方針の決定・公表	
H29.12	国保条例の制定等	30年度納付金等の推計 ・納付金、標準保険料率の推計
H30.1		納付金等の確定
H30.3	納付金等の通知	国保条例の改正・予算審議 ・保険料率を決定
	特会条例、財政安定化基金条例等の改正・予算審議	保険料率の算出 ・納付金、標準保険料率を踏まえて算出
	国保特会の新設 基金の運用に関する必要事項	
H30.4	新制度の施行	

納付金の徴収  
交付金の交付  
運営協議会の設置

※ 国保運営方針とは  
平成30年度から県と市町村が一体となって、国保の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、課題や解決に向けた各種取組の方向性などを取りまとめた統一的な方針